

# 飼料用米に取り組む農業者の皆様へ

## 多収品種を作付けましょう！

- 多収品種による飼料用米の作付けは、限られた面積で、より多くの収量を上げられることにより、飼料用自給率の向上に寄与してきました。
- 一方で農林水産省は、需給動向次第で主食用米に戻りやすく、転換後の定着性が低いことから、一般品種から多収品種を基本とする本来の支援体系への転換を推進しています。
- 令和6年産から一般品種における飼料用米への支援水準が段階的に減額されます。

## 1 飼料用米の支援単価

### ● 多収品種

多収品種での飼料用米の支援単価は従来どおり、数量に応じて、5.5～10.5万円/10a（標準単価 8.0万円/10a）です。

（参考）多収品種 令和5年12月現在

いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり  
県知事特認品種(〇〇県):〇〇〇、△△△、□□□、☆☆☆

### ● 一般品種

多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～令和8年産にかけて、一般品種での飼料用米の支援水準（水田活用の直接支払交付金）を段階的に引き下げます。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	・数量に応じて 5.5～ <b>9.5</b> 万円/10a (標準単価 <b>7.5</b> 万円/10a) or ・単価 <b>7.5</b> 万円/10a	・数量に応じて 5.5～ <b>8.5</b> 万円/10a (標準単価 <b>7.0</b> 万円/10a) or ・単価 <b>7.0</b> 万円/10a	・数量に応じて 5.5～ <b>7.5</b> 万円/10a (標準単価 <b>6.5</b> 万円/10a) or ・単価 <b>6.5</b> 万円/10a

## 2 支援単価の算定方法

飼料用米の数量払いの交付単価については、令和5年産から標準単収値と同様に、1.70mmふるい上の収量を用いて計算します。

※ 飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。ふるいにかけない場合の支援単価は、飼料用米の収穫量に農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重量歩合（1.70mmふるい目）を乗じた値（小数点以下切り上げ）を用いて算出します。

お問い合わせ先

北陸農政局生産部生産振興課

電話 076-232-4302